

# 矢吹町地域防災計画

平成28年11月

矢吹町防災会議



# 目次

## 第1編 総則

第1章 基本的事項 .....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 基本方針と活動目標.....	1
第2章 矢吹町の概況と災害要因の変化.....	6
第1節 町の概況 .....	6
第2節 社会的災害要因の変化 .....	7
第3章 矢吹町における災害 .....	8
第1節 一般災害の想定 .....	8
第2節 福島県の地震災害と地震被害想定調査.....	8
第3節 調査研究体制の整備 .....	13
第4章 防災関係機関及び住民の責務 .....	14
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	14
第2節 住民等の責務.....	18

## 第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画.....	19
第1節 防災組織の整備・充実 .....	19
第2節 防災情報通信網の整備 .....	21
第3節 災害別予防対策 .....	22
第4節 火災予防対策.....	24
第5節 建築物及び文化財災害予防対策.....	26
第6節 緊急輸送体制の整備 .....	27
第7節 避難対策 .....	28
第8節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 .....	34
第9節 物資等の調達・確保及び防災資機材の整備 .....	35
第10節 防災教育.....	37
第11節 防災訓練.....	38
第12節 自主防災組織の整備.....	40
第13節 要配慮者予防対策 .....	43
第14節 ボランティアとの連携.....	48
第15節 危険物施設等災害予防.....	50

第 16 節	災害時相互応援協定の締結	52
第 2 章	災害応急対策計画	53
第 1 節	応急活動体制	53
第 2 節	職員の動員配備	56
第 3 節	災害情報の収集・伝達	60
第 4 節	通信の確保	73
第 5 節	相互応援協力	75
第 6 節	災害広報活動	77
第 7 節	救助・救急	79
第 8 節	自衛隊災害派遣	81
第 9 節	避難	84
第 10 節	避難所の設置・運営	92
第 11 節	医療（助産）救護	96
第 12 節	緊急輸送対策	98
第 13 節	災害警備活動及び交通規制措置	100
第 14 節	防疫及び保健衛生	102
第 15 節	廃棄物処理対策	105
第 16 節	救援対策	107
第 17 節	被災地の応急対策	111
第 18 節	応急仮設住宅の供給等	113
第 19 節	死者の捜索、遺体の処理等	115
第 20 節	生活関連施設の応急対策	118
第 21 節	文教対策	120
第 22 節	要配慮者対策	123
第 23 節	ボランティアとの連携	126
第 24 節	危険物施設等災害応急対策	127
第 25 節	災害救助法の適用等	129
第 26 節	水害・土砂災害応急対策	131
第 3 章	災害復旧計画	136
第 1 節	施設の復旧対策	136
第 2 節	被災地の生活安定	139

### 第 3 編 震災対策編

第 1 章	災害予防計画	147
第 1 節	防災組織の整備（*2 編-1 章-1 節 p 19）	147
第 2 節	防災情報通信網の整備（*2 編-1 章-2 節 p 21）	147

第3節	地震観測計画.....	147
第4節	市街地の防災対策.....	148
第5節	上水道及び下水道災害予防対策.....	150
第6節	道路、橋りょう等災害予防対策.....	152
第7節	河川等災害予防対策.....	153
第8節	地盤災害等予防対策.....	153
第9節	火災予防対策（*2編-1章-4節 p24）.....	154
第10節	積雪・寒冷対策.....	155
第11節	緊急輸送体制の整備（*2編-1章-6節 p27）.....	156
第12節	避難対策（*2編-1章-7節 p28）.....	156
第13節	医療（助産）救護・防疫体制の整備（*2編-1章-8節 p34）.....	156
第14節	物資の調達・確保及び防災倉庫等の整備（*2編-1章-9節 p35）.....	156
第15節	防災教育（*2編-1章-10節 p37）.....	157
第16節	防災訓練（*2編-1章-11節 p38）.....	157
第17節	自主防災組織の整備（*2編-1章-12節 p40）.....	157
第18節	要配慮者予防対策（*2編-1章-13節 p43）.....	158
第19節	ボランティアとの連携（*2編-1章-14節 p48）.....	158
第20節	危険物施設等災害予防対策（*2編-1章-15節 p50）.....	158
第21節	災害時相互応援協定（*2編-1章-16節 p52）.....	158
第2章	災害応急対策計画.....	160
第1節	応急活動体制（*2編-2章-1節 p53）.....	160
第2節	職員の動員配備（*2編-2章-2節 p56）.....	160
第3節	地震災害情報の収集・伝達（*2編-2章-3節 p60）.....	162
第4節	通信の確保（*2編-2章-4節 p73）.....	163
第5節	相互応援協力（*2編-2章-5節 p75）.....	163
第6節	災害広報活動（*2編-2章-6節 p77）.....	164
第7節	消防活動.....	164
第8節	救助・救急（*2編-2章-7節 p79）.....	166
第9節	自衛隊災害派遣（*2編-2章-8節 p81）.....	166
第10節	避難（*2編-2章-9節 p84）.....	166
第11節	避難所の設置・運営（*2編-2章-10節 p92）.....	167
第12節	医療（助産）救護（*2編-2章-11節 p96）.....	167
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）.....	167
第14節	緊急輸送対策（*2編-2章-12節 p98）.....	168
第15節	警備活動及び交通規制措置（*2編-2章-13節 p100）.....	168
第16節	防疫及び保健衛生（*2編-2章-14節 p102）.....	168

第 17 節	廃棄物処理対策（*2 編-2 章-15 節 p 105）	168
第 18 節	救援対策（*2 編-2 章-16 節 p 107）	170
第 19 節	被災地の応急対策（*2 編-2 章-17 節 p 111）	170
第 20 節	応急仮設住宅の供与等（*2 編-2 章-18 節 p 113）	170
第 21 節	死者の捜索、遺体の処理等（*2 編-2 章-19 節 p 115）	170
第 22 節	生活関連施設の応急対策（*2 編-2 章-20 節 p 118）	170
第 23 節	道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対応	171
第 24 節	文教対策（*2 編-2 章-21 節 p 120）	172
第 25 節	要配慮者対策（*2 編-2 章-22 節 p 123）	172
第 26 節	ボランティアとの連携（*2 編-2 章-23 節 p 126）	173
第 27 節	危険物施設等災害応急対策（*2 編-2 章-24 節 p 127）	173
第 3 章	災害復旧計画	174
第 1 節	施設の復旧対策（*2 編-3 章-1 節 p 136）	174
第 2 節	被災地の生活安定（*2 編-3 章-1 節 p 139）	174

# 第 1 編 総則





## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画の目的

この矢吹町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、矢吹町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、町、県、指定地方行政機関（第4章 第1節 第3）、指定公共機関（第4章 第1節 第5）、指定地方公共機関（第4章 第1節 第6）等の防災関係機関\*1が相互に緊密な連携を取りつつ、総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様化する一方であることから、迅速かつ的確な災害対策活動が行われなければならないため、関係機関との連携が特に強く要求されるので、その基本となる本計画は、常に地域の実情に沿ったものでなければならない。

### 第3節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、矢吹町の地域に係る風水害、雪害、地震等の災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものである。したがって、第1編を総則、第2編を一般災害対策編（第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画）、第3編を震災対策編（第1章 災害予防計画、第2章 災害応急対策計画、第3章 災害復旧計画）としてまとめ、3編10章をもって「計画編」を構成し、これらに関する資料を「資料編」としてまとめたものである。

### 第4節 基本方針と活動目標

#### 第1 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を

基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、それぞれの地域が自立的な防災性を高めていくことが重要である。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地域住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。

また、大規模かつ広域的な災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

このため、自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自ら守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

町の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合、迅速かつ的確な応援活動が重要となる。そのため、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路のネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。そのため、平常時から、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要であり、さらには、日頃から防災と関係の薄い課等においても、大規模な災害発生時には、災害対策本部組織体制\*1に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課等においても災害時のマニュアル等を作成しておく必要がある。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制\*2について熟知することが求められる。

5 平常時のネットワークを通じた災害対策と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるかをあらかじめ検討しておく必要がある。また、常日頃から関

係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提に、いかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。

#### 6 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情報の変化、過去の教訓等\*1の反映に努めるとともに、「地震・津波被害想定調査」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受け入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していく必要がある。

### 第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害等については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の活動が重要となる。

また、災害を含め被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。防災関係機関\*2等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

一般災害時における発災直前及び発災後の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害直前活動</li> <li>・気象情報、警報等の伝達</li> <li>・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・水防活動や堰、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動体制の確立</li> <li>・対策活動要員の確保</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> <li>○生命・安全の確保</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・給食・給水の実施</li> <li>・道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活安定</li> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の回復</li> <li>・被災者のケア</li> <li>・がれき等の撤去</li> <li>・環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul>
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の再建・強化</li> <li>・教訓の整理</li> <li>・町復興計画の推進</li> <li>・各種機能の回復・強化</li> </ul>

震災時における発災直前及び発災後の活動目標

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動体制の確立</li> <li>・対策活動要員の確保</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul>
直後 ～数時間後		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命・安全の確保（瞬時の対応）</li> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等</li> <li>・広域的な応援活動の要請</li> </ul>
1日目 ～3日目	緊急時 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命・安全の確保（72時間以内の対応）</li> <li>・専門部隊も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全にかかわる対策</li> <li>・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行</li> <li>・道路啓開、治安維持に関する対策</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有毒物・危険物の漏洩対策等二次災害の防止関連対策</li> <li>・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul>
4日目 ～1週間	応急 対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活安定（最低限の生活環境）</li> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul>
1週間 ～1か月	応急 対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活安定（日常活動環境）</li> <li>・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul>
1か月 ～数か月	復旧 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の回復</li> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ がれき等の撤去</li> <li>・ 環境の回復</li> <li>・ 生活の再建</li> </ul>
数か月以降	復興 対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の再建・強化</li> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 町復興計画の推進</li> <li>・ 各種機能の回復・強化</li> </ul>

## 第2章 矢吹町の概況と災害要因の変化

### 第1節 町の概況

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置及び地勢

矢吹町は福島県の南、西白河郡内に位置し、ほとんど平坦、丘陵をなしている。西部に隈戸川が北流し、南部に泉川が南北に貫流し、東部を阿武隈川が北流している。東経140度19分、北緯37度12分に位置し、海拔300m内外の高燥地帯で、東は石川郡玉川村、南は中島村、泉崎村、西は白河市、西北部は岩瀬郡天栄村、北部は鏡石町に接している。

##### 2 面積

矢吹町面積は60.37k㎡で東西9.5km、南北8.6kmの広さにあり北部と南部に集中して総面積の20%にあたる山林がある。

##### 3 気象の概況

矢吹町は西に那須山系が縦走し、冬は1月下旬から2月中旬にかけて最も寒く、8月が最高気温となる。春先は那須山系からの季節風が強く、降水量が少なく乾燥地帯であるため、特に砂じんをまじえて吹きあれる。また、夏期において発雷の多いのも特徴のひとつである。

区分 年次	気 温(℃)			降 水 量(mm)		風 向・風 速 (m/s)		
	平 均	日最高	日最低	合 計	最大日	平均	風速	風向
平成23	11.5	34.9	-8.0	1352.0	57.5	3.3	15.0	北北西
平成24	11.2	34.1	-10.1	1790.5	147.0	3.4	15.9	南

#### 第2 社会的条件

##### 1 人口

町の人口は、平成7年には19,000人を超えていたが、現在では18,000人を下回り平成28年3月末で17,704人となっている。一方、世帯数は平成16年度末の5,793世帯から平成27年度末には6,516世帯と1割程度増えている。

##### 2 土地利用

宅地造成、ゴルフ場開発等、山林や農地等の土地利用転換が増加傾向にあり、防災に配慮した計画的な土地利用や開発が必要と思われる。

地目別面積 (平成27年1月1日現在)

区分	田畑	山林	宅地	その他
面積 (ha)	2,834	1,218	518	1,467
構成比 (%)	46.9	20.2	8.6	24.3

### 3 交通

本町の道路網は南北に国道4号と東北自動車道が縦走し、これに主要地方道、郡山・矢吹線、須賀川・矢吹線、棚倉・矢吹線、一般県道、石川・矢吹線、あぶくま高原道路が走る高速交通網が発達し、また、東日本旅客鉄道(株)・東北本線矢吹駅がある。

## 第2節 社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると考えられる。

第1には、地域間人口の分布の変化である。旧矢吹地区への人口は町全体の約65%が集中している。このため災害時には旧矢吹地区に被災者が集中し、かつ増大する可能性が非常に高い。また、国際化に伴う外国人の増加や高齢者の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤、通学等により昼間時には夜間に比べ人口が少なくなるという傾向にある。

第3には、生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか二次災害発生の危険性も含んでいる。また、行政機関においてもこれら施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4には、コミュニティ意識の低下である。本町において低下の度合いは小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自らが守る」という町民一人ひとりの防災意識の向上とともに自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

## 第3章 矢吹町における災害

### 第1節 一般災害の想定

この計画において想定する一般災害は、本町の地理的条件を考慮し、過去において発生した災害の被害状況等を勘案の上、概ね次のとおりとする。

- 1 台風や集中豪雨による風水害
  - (1) 河川のはん濫、内水はん濫等の洪水による被害
  - (2) 急傾斜地崩壊等の土砂災害による被害
  - (3) 強風・竜巻等による家屋の倒壊等の被害
- 2 大雪による災害
- 3 大規模火災等の人為的事故による災害

### 第2節 福島県の地震災害と地震被害想定調査

#### 第1 地震発生特性

地震は、発生仕組みから見ると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

- 1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

- (1) 阿武隈山地東縁部

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

- (2) 福島盆地西縁部

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

- (3) 会津盆地西縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の断層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層



崖やとう曲崖が明瞭である。

(4) その他

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には、先第三紀盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震(M=6.0)が発生したといわれている。

2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

3 東日本大震災\*1

(1) 地震、津波の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物やかんがいダム等への被害が生じた。また、長期間にわたって余震が続き、歴史上類を見ない大災害となった。

(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
規模	マグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強:白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱:矢吹町、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、小野町、玉川村、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強:大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市

	湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上、小名浜港 3.3m
人的被害	死者：3,909名(直接死 1,604名、関連死 2,081名、死亡届 224名)
建物被害	住家全壊：15,194棟 住家半壊：79,575棟 住家一部損壊：141,333棟 住家床上浸水：1,061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1,010棟 その他建物被害：36,747棟
消防職員出動 延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人

(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1659報)平成28年9月12日現在)

## 第2 地震被害の想定

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定して事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、県は、平成7年から3か年を通じて「地震・津波被害想定調査」を実施した。

本町においては、この調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえ、防災課題等を抽出し、震災対策を行う。

### 1 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類(内陸部3、海溝部1)である。

#### 想定地震の概要

	地震名	マグニチュード	震源の深さ等	本町の震度
内 陸 部	① 福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	4～5弱
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	4～5弱
	③ 双葉断層北部(塩手山断層)を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	4
海 溝 部	④ 福島県沖を震源とする地震	M=7.7	震源の深さ 20 km 東西幅 60 km 南北長さ 100 km	5弱

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記3つの地震が選定されている。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定が行われている。

## 2 被害想定結果

### (1) 被害量

県内における想定地震ごとの定量想定結果の概要は次ページのとおりである。

### (2) 想定地震での矢吹町における震度

- ① 福島盆地西縁断層帯地震：震度4～震度5弱程度を想定
- ② 会津盆地西縁断層帯地震：震度4～震度5弱程度を想定
- ③ 双葉断層地震：震度4程度を想定
- ④ 福島県沖地震：震度5弱程度を想定

県で行った調査では、想定地震で町内には震度4～5弱程度の地震の揺れが発生すると想定されている。

大きな揺れの場合、町内の防災上重要な施設にも被害が発生することも想定され、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に大きな支障をきたすことも想定される。

定量被害想定結果

被害想定分野B2:H53		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層帯地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動		6強:約 290メッシュ 6弱:約1,160メッシュ	6強:約 300メッシュ 6弱:約2,010メッシュ	6強:約 310メッシュ 6弱:約 760メッシュ	6強:約 0メッシュ 6弱:約 540メッシュ	
(1kmメッシュ数)		5強:約1,860メッシュ	5強:約1,900メッシュ	5強:約1,370メッシュ	5強:約2,090メッシュ	
液状化危険度		極めて高い:21メッシュ	極めて高い:139メッシュ	極めて高い:91メッシュ	極めて高い:87メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A:997メッシュ	危険度A:1,346メッシュ	危険度A:586メッシュ	危険度A:331メッシュ	
津波被害想定		①福島県沖低角断層(地震被害想定福島県沖地震のモデル) ・おおむね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ②福島県沖高角断層 ・おおむね2～6mの津波高 ・1箇所での越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害		木造大破棟:11,306棟 非木造倒壊棟:497棟	木造大破棟:11,031棟 非木造倒壊棟:342棟	木造大破棟:7,723棟 非木造倒壊棟:217棟	木造大破棟:4,733棟 非木造倒壊棟:158棟	
火災災害 消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数:最大99火点 消失棟数:1,604棟	出火数:最大97火点 消失棟数:863棟	出火数:最大64火点 消失棟数:898棟	出火の可能性は低い	
人的被害		死者(夜間):840人 死者(昼間):327人 負傷(夜間):4,324人 負傷(昼間):4,343人 避難者:51,621人	死者(夜間):749人 死者(昼間):278人 負傷(夜間):4,604人 負傷(昼間):4,476人 避難者:38,366人	死者(夜間):553人 死者(昼間):203人 負傷(夜間):2,908人 負傷(昼間):2,948人 避難者:28,599人	死者(夜間):346人 死者(昼間):131人 負傷(夜間):1,632人 負傷(昼間):1,661人 避難者:35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数(〇は支障対象数)	約1,000本(410本)	約2,500本(1,000本)	約3,100本(1,220本)	約3,700本(1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
	ガス	支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
		中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本	
	架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km	
	地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19km	約15km	約23km	
支障回線数		約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数(緊急輸送道路)		第1次指定路線:20 第2次指定路線:27	第1次指定路線:14 第2次指定路線:27	第1次指定路線:12 第2次指定路線:20	第1次指定路線:14 第2次指定路線:17	
鉄道被災区間		JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

## 第3節 調査研究体制の整備

### 第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

#### 1 一般災害への対応

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントの実施に努め、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ等の作成を推進する。

#### 2 震災への対応

##### (1) 被害想定調査結果の活用

県で実施した被害想定は、福島県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため、町は、県の被害想定調査を踏まえ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施に努めるとともに、震災対策の検討、町地域防災計画の見直し等に活用する。

##### (2) 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまでに想定されてきた地震規模を遥かに上回る災害規模であったが、今後も同様の規模の災害が起こり得ることを想定し、町は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

### 第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

### 第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりするなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要になる。

## 第4章 防災関係機関及び住民の責務

### 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。防災関係機関の処理する事務又は、業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

#### 第1 町及び消防機関・一部事務組合

##### 1 矢吹町

- (1) 防災組織の整備及び育成
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止対策
- (16) 関係団体が実施する災害対応対策の調整

##### 2 白河地方広域消防本部（矢吹消防署）

- (1) 消防に関する施設及び組織の整備、火災の予防・消火
- (2) 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- (3) 災害の発生予防、被害の拡大防止
- (4) 消防・水防の通信、気象情報及び災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 消防・水防活動その他の応急措置
- (6) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (7) 避難の誘導
- (8) 被害調査

- 3 白河地方広域市町村圏整備組合  
災害時のし尿処理及びごみ処理

## 第2 県及び警察機関

- 1 県南地方振興局
  - (1) 県南地方における防災事務及び応急対策の実施に係る総合調整
  - (2) 災害対策県南地方本部の運営
  - (3) 通信途絶時の情報連絡員の派遣による通信の確保
  - (4) 町が処理する事務及び事業の指導
  - (5) その他県地域防災計画による所定の業務
- 2 県南建設事務所
  - (1) 水防警報等の通報
  - (2) 河川、道路及び橋りょう等の被害調査並びに災害復旧
  - (3) 県所管の河川及び砂防の被害状況の調査及び復旧対策
  - (4) その他県地域防災計画による所定の業務
- 3 県南保健福祉事務所
  - (1) 医療救護及び助産活動に関する応急対策
  - (2) 災害時の防疫、保健衛生等に関する応急対策
  - (3) その他県地域防災計画による所定の業務
- 4 県南農林事務所
  - (1) 農林関係被害の調査及び応急対策
  - (2) 災害時における農業技術対策指導
  - (3) その他県地域防災計画による所定の業務
- 5 福島県警本部（白河警察署）
  - (1) 災害の情報収集、伝達及び広報
  - (2) 避難の指示及び誘導
  - (3) 被災者の救出救助
  - (4) 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持
  - (5) 死者（行方不明者）の搜索、検視・検分及び身元確認
  - (6) その他災害防御活動及び災害救助活動の協力

## 第3 指定地方行政機関等

- 1 東北農政局  
災害時における主要食糧等の需給対策
- 2 東北地方整備局（郡山国道事務所）
  - (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧などの支援
  - (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
  - (3) 災害時における通行規制及び輸送の確保

- (4) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- 3 仙台管区气象台（福島地方气象台）
  - (1) 気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表
  - (2) 気象、地象、水象の予報・警報等の防災情報の発表及び解説
  - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - (5) 防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及・啓発

#### 第4 自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

#### 第5 指定公共機関

- 1 日本郵便(株)
  - (1) 災害時における郵便事業運営の確保
  - (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- 2 日本赤十字（福島支部）
  - (1) 医療、助産等救護の実施
  - (2) 義援金の募集
  - (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- 3 日本放送協会（福島放送局）
  - (1) 気象・災害情報等の放送
  - (2) 住民に対する防災知識の普及
- 4 東日本旅客鉄道(株)
  - (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
  - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
  - (3) 災害時における応急輸送対策
  - (4) 被災鉄道施設の復旧
- 5 通信事業者（東日本電信電話(株)（福島支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
  - (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
  - (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
  - (3) 被災電気通信施設の復旧
- 6 運輸業者（日本通運(株)等）

災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- 7 東北電力(株)（白河営業所）
  - (1) 電力供給施設の整備及び防災管理
  - (2) 災害時における電力供給の確保



(3) 被災電力施設の復旧

8 東日本高速道路(株) (東北支社郡山管理事務所)

(1) 道路の耐震整備

(2) 災害時の応急復旧・本復旧

## 第6 指定地方公共機関

1 バス機関 (社団法人福島県バス協会、福島交通(株))

(1) 被災地の人員輸送の確保

(2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

2 放送機関

(1) 気象予報・警報等の放送

(2) 災害状況及び災害対策に関する放送

(3) 住民に対する防災知識の普及

3 新聞社

災害状況及び災害対策に関する報道

4 運輸業者 (社団法人福島県トラック協会)

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

5 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県放射線技師会

(1) 医療助産等救護活動の実施

(2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(3) 防疫その他保健衛生活動の協力

6 社団法人福島県エルピーガス協会 (白河支部)

災害時におけるLPガスの安全対策・安定供給

7 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

(1) 災害時のボランティアの受け入れ

(2) 生活福祉資金の貸付

## 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 町社会福祉協議会

(1) 町が行う避難及び応急対策への協力

(2) ボランティアの募集、受付、活動支援

2 東西しらかわ農協矢吹中央支店・夢みなみ農協三神支店

(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

(2) 農作物の災害応急対策の指導

(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋

(4) 被災農家に対する融資斡旋

3 町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- 4 土地改良区
  - (1) 災害時の農業用水利施設の被害調査及び応急対策
  - (2) 被災施設の復旧
- 5 金融機関
  - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- 6 病院等医療施設の管理者
  - (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施
  - (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
  - (3) 災害時における病人等の収容及び保護
  - (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- 7 社会福祉施設等の管理者
  - (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施
  - (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- 8 危険物施設及び高圧ガス施設
  - (1) 安全管理の徹底
  - (2) 施設の災害対応対策及びその復旧対策の確立

## 第2節 住民等の責務

### 第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念に則り、食品、飲料水、生活必需品等の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

### 第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力する。